

あなたの周りの人権に気付いていますか？

人権とは、誰もが幸せに生きるために、生まれながら平等にもっている権利です。多様性を尊重する社会において、人権の種類は様々です。皆さんのすぐ近くにある人権について、考えてみてください。

【問合せ】すみだ人権同和・男女共同参画事務所人権同和担当 ☎5608-6322

女性の人権

女性に対するセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産を理由に不利益な扱いをするマタニティ・ハラスメントに加え、女性が被害者になる傾向が高いストーカー行為やDVなどの犯罪行為は、重大な人権侵害に当たります。性別にかかわらず、互いに尊重し合える社会をめざしましょう。



子どもの人権

全ての子どもは、心身ともに健康で安全な環境で成長し、もって生まれた能力を伸ばして発達できるように守られ、多様な社会活動に参加する権利があります。私たちは、子どもの権利を尊重して守り、子どもの人生にとって何が最善かを考える必要があります。



外国人の人権

言語や文化、宗教、生活習慣の違いによる外国人への偏見・差別や、外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会問題となっています。私たち一人ひとりが文化の違いや多様性を受け入れ、理解し合うことが大切です。



犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、被害に遭ったことによる身体的な被害に加え、メディアの過剰取材やSNSでの心ないうわさ・中傷等による精神的な苦痛などの二次的被害も受け、犯罪被害後も長い間苦しめられます。周囲の人たちがその心の痛みを理解し、適切に寄り添うことが大切です。

性的指向・性自認

性的指向(恋愛・性愛の感情が、どのような対象に向かうのか、または向かわないのか)・性自認(自分の性別をどう認識しているか)を理由に偏見や差別を受け、悩んでいる人がいます。性的指向・性自認は人により様々で、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。性の多様性を正しく理解し、偏見や差別をなくしていきましょう。



インターネットを悪用した人権侵害

通信機器やSNSの普及により、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みや差別を助長する表現が掲載されるなど、匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権問題が社会に大きな影響を与えています。インターネットの利用に当たってはルールとマナーがあることを、私たち一人ひとりが正しく理解することが必要です。



ホームレスの方の人権

自立の意思がありながら、失業や家庭問題などの事情により野宿生活を余儀なくされているホームレスの方(路上生活者)がいます。偏見や差別から、ホームレスの方への嫌がらせや暴力などの人権侵害が発生しています。

ホームレスの方の置かれている状況や自立支援の必要性への理解を深め、偏見や差別をなくすことが大切です。

部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分制度や歴史的・社会的に形成された人々の意識に起因する差別であり、日本固有の重大な人権問題です。

部落差別解消推進法(平成28年施行)は、部落差別は許されないとの認識の下、問題の解消を目的とし、教育・啓発および相談体制の充実について定めています。このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが部落差別(同和問題)を正しく知り、理解することが必要です。

災害時の人権問題

今年は能登半島地震や記録的な大雨などの災害があり、多くの人々が被災しました。災害が発生したときこそ、一人ひとりが被災した人たちの状況を理解し、人権に配慮しながら助け合うことが大切です。

人権啓発冊子「人権感覚」

今回紹介したものの以外にも、私たちの周りには様々な人権問題があります。

区では、各種人権問題の内容や、人権問題で困った

ときの相談先、人権擁護委員の活動内容を掲載した人権啓発冊子「人権感覚」を発行しています。区HPから閲覧できるほか、すみだ人権同和・男女共同参画事務所(押上2-12-7-215)でも配布していますので、ぜひご覧ください。



悩んでいる方は、今すぐご相談を!

各種人権相談電話

- みんなの人権110番 …… ☎0570-003-110
- 子どもの人権110番 …… ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン …… ☎0570-070-810

【受け付け】月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時15分
(祝休日、年末年始を除く)

性犯罪被害相談電話(24時間対応)

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター …… ☎#8891
- 全国共通番号 …… ☎#8103

弁護士による法律・人権相談

【とき】月・水・金曜日午前10時～11時半、午後1時～4時(祝休日、年末年始を除く) *相談時間は30分**【ところ】**すみだ区民相談室(区役所1階)**【申込み】**事前に、すみだ区民相談室☎5608-1616へ

外国人のための人権相談

詳しくは、法務省HPを見てください。

インターネット・LINEでの人権相談

法務省
インターネット
人権相談



法務省
LINE
人権相談

